

令和4年度 社会福祉法人守山市社会福祉協議会事業計画

I 基本方針

近年、私たちを取り巻く環境は、少子高齢化の進展、ひとり暮らし高齢者の増加、地域におけるつながりの希薄化が進んでいます。これらのことと相まって、社会的孤立、生活困窮世帯が増加するなど新たな問題が起きています。社会的孤立は、生活・福祉課題の発見の遅れにつながるるとともに、複合・複雑化し、これまでの福祉サービスでは対応が難しくなっています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、経済社会活動に大きな影響を与え、生活困窮世帯が急増し、またこれまで地道に続けて来られた地域の福祉活動にも大きな影響を与え続けています。

国においては、「地域共生社会」の実現をめざし、重層的生活支援体制整備事業が創設され、また国際的には「持続可能な開発目標(SDGs)」とし、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包括性のある社会」の実現に向け取り組みが進められています。

そうしたなか、守山市社会福祉協議会では、地域の代表者や団体、行政等からなる地域福祉活動推進委員会を設置し、「つながり 支え合って ともに生きるまちづくり～誰一人ほっとかないプロジェクト～」を基本理念とする第4次守山市地域福祉活動計画を策定しました。

この計画では「制度のはざま」や「複合多問題」など既存の枠組みでは解決することが難しい人や世帯の問題について、多様な主体が参画し、つながり支え合って解決していこうとするものです。令和4年度は計画初年度として、着実に推進できるよう努めていくとともに、コロナへの対応など地域ニーズに対して、開拓性、即応性、柔軟性を発揮した活動に取り組んでまいります。

介護事業におきましては、前年度に引き続き新型コロナウイルス感染防止対策を取り組みながら各事業を実施してまいりました。介護事業全体では大きく実績を落とすことなく継続できましたが、今後につきましてもサービス提供の内容は安心安全を第一に考慮しながら運営し、職員の負担の軽減や資質向上のための研修についても充実していきます。また、大規模災害や感染症等の緊急事態が発生した際にも事業を中断せず、必要なレベルで継続できるよう事業継続計画の策定をすすめてまいります。

通所系事業につきましては、ダイルームの感染対策をこれまで以上に実施し、個別機能訓練などの仕組みを見直し、利用者や家族の要望を訓練に反映していきます。また、市内居宅介護支援事業所に活動内容についてツールなどを使いアピールし、多くの利用者へサービス提供できるようにしてまいります。

訪問系事業につきましては、利用者ニーズや必要とされているサービスに対応できるよう職員体制を整え、安定した訪問を実施していきます。職員の研修につきましても積極的に参加できるよう個別研修計画を立て資質向上を目指してまいります。

中部地区地域包括支援センターにつきましては、吉身学区・玉津学区の高齢者の総合相談窓口として自治会や民生児童委員等地域の皆様に周知され、相談件数も増えております。高齢者の課題解決のための訪問・相談活動を行うとともに、関係機関の連携について「つなぐ」役割を積極的に担い、課題解決に向けての体制づくりの強化を図ります。一方で、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、介護予防教室や家族介護教室、認知症カフェなど介護予防に関する事業が中止になるなど思うように展開できませんでした。感染防止対策を引き続き行い、介護予防事業を展開し市民の皆様への介護予防の普及啓発や交流の機会を設けていきます。

最後に法人運営面においては、発展強化計画を作成する中において、会費、寄附金等の募集方法や用途について再点検を行うとともに、住民の共感を得られる活動の実施や用途の説明に努めていくとともに、自主財源の確保について検討を行います。また、職員が積極的に地域に出向き、

課題の発見、課題提案、解決に向けてのコーディネートができるよう、資質の向上に努めるとともに、職員の行動指針づくりを行ない、住民から頼りにされる社協づくりに努めます。

以上を基本方針として、部門ごとに重点事項を定め、内部連携を図り、役職員一丸となって、地域福祉の推進、地域共生社会の実現に向け取り組んでまいります。

II 重点事項

【1】地域福祉事業

(1) 重層的支援体制整備事業（地域づくり事業）の実施（市受託）

これまで自治会や学区社協などで実施されてきた取組みを活用しつつ、今日的な課題であるつながりや支え合いといった地域コミュニティの再構築を図るため、地域ニーズを踏まえ、市民や団体などが交流する機会を進めていきます。

そのため、職員が積極的に地域に出向き、課題を整理し解決に繋がるよう、各種団体同士の連絡調整や社会資源の活用などのコーディネートを行います。

(2) 多様な主体による居場所づくり

ひきこもりや子育てといった社会問題をテーマに活動されている団体の多くは、自らの活動場所の確保が課題となっています。

こうした団体と連携し、地域のなかで課題解決していくための居場所づくりを一緒に進めていきます。

(3) 福祉教育の推進

幼少期から自分の住む地域やそこで暮らす人々の生活や地域活動に関心を持ってもらえるよう、職員による出前講座の推進や小・中学校と相談のうえ「福祉活動推進校」を指定するなどし、身近なテーマで福祉教育を推進します。

(4) 福祉情報の発信強化による地域福祉の理解促進と参加支援

他人ごとになりがちな福祉や介護といった問題を、身近な私たち自身の問題として考えられるよう、見やすく、わかりやすい広報誌やホームページづくりに努めます。また、若者世代に理解と共感が得られるよう、SNS（フェイスブック、インスタグラムなど）を活用した即時性のある情報発信に努めます。

さらに、気軽に福祉やボランティアについて学び、参加につながるきっかけとして市民福祉講座を開催し、地域福祉の担い手のすそ野を広げていきます。

【2】 介護等事業

1 職員体制の充実と事業継続計画

高齢化してきた職員体制のなか将来に向けて安定的に事業をすすめるため、若い世代の職員採用をすすめていきます。

また、感染症や大規模災害が発生した場合であっても必要な介護サービスの提供が継続的にできる体制づくりをするため、事業継続に向けた計画の策定や研修の実施、訓練などをすすめてまいります。

2 主な介護各事業

(1) 居宅介護支援事業

介護事業部の各事業所へ利用者の紹介を積極的に行い、営業部門としての役割を意識して活動します。利用者の在宅での生活を支え、地域福祉に貢献できるようケアマネジャーとしての資質向上を目指します。

(2) 訪問介護事業

令和3年度に正規職員を1名採用したことや育休取得職員が復職予定で職員体制が安定するため、余裕のある訪問の展開が可能となります。また、変形労働時間制での勤務を継続し、時間外勤務対応の訪問を減らせるようにします。

(3) 通所介護事業

経営の安定化を強化するため、事業所の特色である個別機能訓練の仕組みを見直すことや看護師の配置体制が十分であることから重度の利用者も安心して利用できる体制づくりをし、市内の多くの要介護者へサービス提供ができるようにしてまいります。

(4) 認知症通所介護事業

昨年度からの感染対策などの影響で実績が落ちたことから、ケアマネジャーと連携を密にしてアドバイスを受けていきます。また、事業所の改善した内容を営業に活用することや利用者の家族支援として家族会や訪問を実施しサービスを向上させます。

(5) 訪問看護事業

終末期看護を強化するため、他事業所が休日としている土日の訪問を積極的に受け入れ、一年を通して切れ目のない運営をします。さらに精神科、難病、小児慢性疾患についても受け入れを強化し地域の訪問看護に貢献します。

【3】 地域包括支援センター事業

自治会や民生児童委員等地域の皆様と、ケアマネジャー、介護サービス事業所や関係機関との連携を強化するため、ケース会議や勉強会などを開催し、関係者同士を「つなぐ」役割を積極的に行います。

新型コロナウイルス感染拡大で思うように展開できなかった介護予防教室・家族介護教室・認知症カフェなどの介護予防関連事業について、感染防止対策をしっかりと行いながら開催し、介護予防の普及啓発活動と交流の機会を展開していきます。

III 事業別計画

1 法人の運営

住民からの信頼と理解を得られるよう、法人の運営状況について、より一層透明性を確保し、住民への情報公開を積極的に行います。また、住民や施設・団体・事業所等の地域福祉活動への参加促進を図るため、職員の資質を高め、広報啓発活動を充実します。

(1) 役員等による運営体制

- ア 理事会、評議員会の開催
- イ 経営会議の開催
- ウ 監事監査の実施
- エ 第三者委員会の開催
- オ 役員等研修会の実施

(2) 運営管理

- ア アドバイザー（税理士・社会保険労務士）の配置
- イ 産業医の配置（介護事業部）
- ウ 会車、活動備品、事務機器・ソフト・システムの整備・保守・会計サーバーの更新

- エ 職員研修の実施（階層別研修、課題別各種研修への参加、全体研修）
- オ 各種職員会議の開催
- カ 行政との情報交換会の開催

(3) 広報啓発活動の推進

- ア 社協だよりの発行（年4回発行：7月、10月、1月、4月）
- イ 社協ほっと♡ホット福祉大賞（川柳と写真の募集）
- ウ ホームページのリニューアル
- エ SNS（フェイスブック、インスタグラム、ツイッター等）の活用による情報の即時発信
- オ 市民福祉講座の開催

(4) 表彰・顕彰

- ア 社会福祉事業功労者等表彰式の開催
（社会福祉功労、育成功労、感謝、ほっと♡ホット福祉大賞入賞者）

(5) 会員（会費）の募集

- ア 一般会員加入依頼（1世帯200円・5月に自治会を通じて依頼）
- イ 賛助会員加入依頼（個人・一口1,000円・9月に自治会を通じて依頼）
- ウ 特別賛助会員加入依頼（事業所・一口5,000円・7月に依頼）
- エ 施設および団体会員加入依頼（一口1,000円・7月に依頼）

(6) 財源確保の取り組み

- ア 会員募集カラーチラシの全戸配布と啓発
- イ 社協だより広告募集（会員加入依頼時にチラシを同封）
- ウ 企業や施設、団体を訪問しての勧奨
- エ インターネットによる会費、募金の呼びかけ

2 善意銀行運営事業

市内外の皆さまから、善意の寄附（金銭、物品）を受け、寄附者の意向に沿いながら、これを効果的に活用することで、地域福祉の推進を図ります。

- ア 火災等に見舞われた世帯への災害見舞金の贈呈
- イ 児童養護施設「守山学園」の園生に小学校入学祝品および学園卒園者に祝品贈呈
- ウ 全国健康福祉祭（ねんりんピック）に滋賀県代表として出場する高齢者へ激励金贈呈
- エ 生活困窮者へ食料品（米、その他）の支援（再掲）
- オ 社協が行う地域福祉活動への助成
 - ・社協だよりの発行経費（善意銀行だより掲載、各戸への配付経費他）
 - ・学区社会福祉協議会活動への助成
 - ・民生委員・児童委員が行う生活困窮者一時資金貸付への原資の支援
- カ 寄附者の指定する事業や施設等に寄附金品を贈呈（指定寄附）

3 基金運営事業

各基金を確実・安全な方法により管理・運用し、利息等を地域福祉活動に活用します。

- (1) 福祉基金
- (2) ボランティア基金
- (3) 中村一彦・鈴子ほたるの子基金

4 小地域福祉活動の推進

「つながり 支え合って ともに生きるまちづくり」をめざして、学区社協や自治会、また民生委員・児童委員等との連携を深め、地域ぐるみによる見守り・支えあい体制の構築を意識した、小地域福祉活動を推進します。

- (1) 学区社協との連携強化
 - ア 学区担当職員の配置（正規職員）
 - イ 学区社協連絡会議の開催（年1回）
 - ウ 地域福祉推進員・地区会館福祉コーディネーター連絡会議の開催（毎月）
 - エ 学区社協理事との懇談会の開催

- (2) 学区社会福祉協議会への助成
 - ア 学区社協課題解決助成金（5万円）
 - イ 学区社協歳末事業助成金（5万円）
 - ウ 見守り支え合い活動（対象者数×100円×訪問月数）
 - エ 小地域福祉活動推進事業（10万円＋1万円×自治会数）
 - オ 地域福祉活動計画推進（一般会費納入世帯数×90円＋個人賛助会費納入額×1/2）
 - カ 福祉協力員活動（協力員数×5,000円）
 - キ すこやかサロン事業（月1.1万円）
 - ク 在宅介護者のつどい（1万円＋参加者数×2,000円、年2回まで）
 - ケ ひとり暮らし高齢者ふれあいお楽しみ会（2万円＋参加者数×1,500円、年2回まで）
 - コ サロンボランティア活動講座（1万円、年2回まで）
 - サ 学区多世代交流サロンへの助成（3万円）

- (3) 自治会福祉活動への助成
 - ア 健康福祉部会設置および活動充実強化（3万円）
 - イ 在宅介護者のつどい（5,000円＋参加者数×1,000円、年2回まで）
 - ウ 見守り支え合い活動（対象者数×100円×訪問月数）
 - エ 子育てサロン（月2,500円、参加者数による加算最大3万円）
 - オ すこやかサロン（月1.1万円）
 - カ 多世代交流サロンへの助成（3万円）

- (4) 地域福祉推進員の活動推進
 - ア 地域福祉推進員連絡会議の開催（毎月）
 - イ 学区地域福祉活動計画の推進

- (5) 福祉協力員の活動推進
 - ア 研修会の開催（学区ごと）
 - イ 学区代表者会議の開催（年1回）

- (6) 小地域見守り支え合い活動の推進
 - ア 緊急医療情報配備事業（暮らしの安心メモ・命のバトンの配付）の推進
 - イ 寝たきりの高齢者へのふとん丸洗いサービスの実施

- (7) 地域福祉フォーラムの開催
 - ア 企画・運営会議の開催
 - イ 表彰式（再）、講演会の実施
 - ウ 福祉活動等の展示ほか
 - エ 障害福祉関係者で開催する「ふれあいフェア」との一体的開催

- (8) 守山市地域福祉活動推進委員会の開催（年1回）
 - ア 第4次守山市地域福祉活動計画の進捗管理
- (9) 市社協発展強化計画(令和5年度から令和8年度までの4か年)の作成
 - ア 作成会議の開催(年6回)
- (10) 地域力強化事業（重層的支援体制整備事業：市受託）
 - ア コーディネーターの配置
 - イ 多様な市民交流の場や居場所づくり
 - ウ 自治会健康福祉部会の設置・充実に向けた支援（再）
- (11) 生活支援体制整備事業（市受託）
 - ア 第1層(市域)生活支援コーディネーターの配置(市社協職員)
 - イ 第2層(学区)生活支援コーディネーターの配置(地域福祉推進員)
 - ウ 第2層協議体の運営支援と地域に応じた取り組みの推進
- (12) 子ども食堂実践者交流研修
 - ア 交流会の開催(年2回)
- (13) 福祉施設等連携協働事業
 - ア 連絡会議の開催(年3回)
 - イ なんでも相談会の開催(年3回)
 - ウ 見守り協定の推進
 - エ フードドライブの推進

5 相談・支援事業の実施

地域住民の暮らしの心配ごとや困りごとを受けとめ、寄り添いながら、市社協にあるボランティアセンターや善意銀行などあらゆる機能を活用し、関係機関と連携しながら、課題解決に向けた支援を行います。

- (1) 市社協職員による心配ごと相談の実施
 - ア 電話、来所、訪問による相談
- (2) 地域福祉権利擁護事業の実施
 - ア 判断能力に不安のある方の金銭管理等の支援
 - イ 自立生活支援専門員の配置（市社協職員）
 - ウ 生活支援員の配置
- (3) 生活困窮世帯への相談・支援の実施
 - ア 食糧等の支援、緊急一時生活資金の貸付
 - イ 歳末たすけあい激励金の交付
- (4) 生活福祉資金（貸付元：県社協）の貸付相談
 - ア 福祉資金、教育支援資金
 - イ 総合支援資金、緊急小口資金
- (5) ひきこもり支援事業の実施
 - ア フォーラムの開催

- イ 相談の実施
- ウ 守山ほたるサポート事業

- (6) 多様な主体が集う居場所づくり事業
 - ア 空き家の借上げ
 - イ ひきこもり者やその家族の交流・支援拠点

6 ボランティア活動の推進

住民主体の福祉活動を推進するため、ボランティア活動の普及啓発や情報提供を積極的に行い、活動機会の充実に努めるとともに、地域の課題を受けとめ解決するために、暮らしを見守るボランティアの活動推進に努めます。

- (1) ボランティアセンターの運営
 - ア ボランティアコーディネーターの配置
 - イ ボランティア活動の相談・調整・紹介
 - ウ ボランティアの登録(個人・グループ)
 - エ ボランティア活動に関する講座・研修会の開催
 - オ ボランティア活動に関する情報の提供(社協だより・ホームページ)
 - カ ボランティア活動保険、行事用保険等の加入受付
 - キ ボランティアグループの活動支援(登録グループへの助成、ボランティア連絡協議会との連携、各種助成制度の案内)
 - ク 学区や地域のボランティア活動との連携・協力
- (2) 福祉教育の推進
 - ア 出前講座の推進
 - イ 福祉活動推進校の指定
- (3) 生活支援ボランティア体制の充実
 - ア 依頼への相談・調整
 - イ ボランティアの養成講座の開催
 - ウ 活動に関する情報の提供(社協だより・ホームページ)
- (4) 災害ボランティア体制の充実
 - ア 災ボラ!カフェの開催
 - イ 災害ボランティアセンター運営ネットワーク会議の開催
 - ウ 災害ボランティアコーディネーター会議の開催
- (5) 高齢福祉事業
 - ア お話し相手ボランティア派遣事業の実施(市受託)
 - イ 福祉有償運送事業の実施
 - ウ いきがい活動ポイント事業の実施(市受託)
 - エ ひとり暮らし高齢者への年賀状の送付
- (6) 障害福祉事業
 - ア 市広報点字版発行事業の実施(市受託)
- (7) 児童福祉事業の実施
 - ア ファミリー・サポート・センター事業の実施(市受託)
 - イ (仮)子育て支援フォーラムの開催

ウ 自治会子育てサロンへの助成(月 2,500 円、参加者数による加算最大 3 万円)(再)

(8) その他のボランティア活動等の推進

- ア 車いす車両貸出しお出かけ応援事業(車イス車両の貸し出し)の実施
- イ ペットボトルキャップ回収事業の実施
- ウ シルバー人材センターとの連携
- エ 福祉用具、イベント機器、レクリエーション機材等の貸出

7 介護等各事業

(1) 居宅介護支援事業所

- ア 事業所間連携を密にし、利用者のニーズや情報、求めているサービスなどを提案します。
- イ 経験年数が少ない職員を専門職として自信が持てるよう指導体制を充実させることや研修参加の機会を増やします。

(2) 訪問介護事業

- ア 利用者の思いに沿った訪問を安定的に継続して実施します。
- イ 中堅職員に訪問内容の調整をさせ、リーダーシップがとれるよう育成することや他事業所との調整の経験を積めるようにします。

(3) 障害者自立支援事業

- ア 介護保険と障害福祉サービスの事業所内バランスを検討し、訪問します。
- イ 固定した複数職員で訪問できるようにし、安定した支援を継続して提供します。

(4) 通所介護事業(石田デイサービスセンター)

- ア 個別機能訓練について利用者の意欲が向上できるよう家族と共にわかりやすく訓練内容や評価を示せるシステムにします。
- イ 看護師による口腔機能の観察、維持、向上に取り組める環境を整備し、地域で必要とされる事業所をめざします。

(5) 認知症対応型通所介護事業(認知症対応型デイサービスひだまり)

- ア ケアマネジャーからのアドバイスによる改善点や職員の活動の様子、事業所の環境などをツールにまとめ営業に活かしていきます。
- イ 口腔ケアの内容を充実させるため、歯科衛生士による研修を実施し技術向上を図ります。

(6) 訪問看護事業

- ア 土日の稼働を増やすための職員配置をし、それに伴い職場環境も見直します。
- イ 地域の医療機関に精神科訪問看護対応可能な看護師を増員していることや難病、医療処置が必要な療養者に緊急対応の体制が整っていることを周知していきます。

8 中部地区地域包括支援センター事業の受託経営

守山市から委託を受け、担当学区(吉身・玉津)での介護や生活に不安のある高齢者やその家族のための総合相談窓口として専門職(主任ケアマネジャー・保健師・社会福祉士等)を配置し、相談支援、課題解決に取り組みます。

- ア 自治会や民生児童委員等の地域の皆様と、ケアマネジャー、介護サービス事業所や関係機関との連携強化のため、ケース会議や勉強会などを開催します。
- イ 会場や参加人数、開催方式など感染防止対策を行った上で、介護予防教室(年5回予定)、家

族介護教室（年5回予定）、認知症カフェ（年6回予定）を開催し、介護予防の普及啓発活動・交流の機会を展開します。

ウ Webでの会議や交流会の開催を視野に入れた環境整備（回線や機材の整備）を行います。

9 その他地域福祉を推進する活動

- (1) 共同募金運動の推進(守山市共同募金委員会事務局として)
- (2) 赤十字事業の推進(日本赤十字社守山市地区事務局として)
- (3) 戦没者追悼事業への助成
- (4) 社会福祉現場実習の受け入れ

